

鹿児島労基

定価 150円（会員の購読料は会費の中に含む）

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
発行所 鹿児島市新屋敷町16の16
編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
URL <http://www.kakikyo.or.jp>
印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2021年（令和3年）

October

10月号

鹿児島県最低賃金の改正を答申



刈り入れの頃

【写真提供者：村山 隆氏】

目次 CONTENTS

さくらじま.....	1
鹿児島県最低賃金の改正を答申.....	2
ハローワーク	
インターネットサービスの機能がより便利になりました…	2
人材確保等支援助成金（テレワークコース）のご案内.....	3
令和3年8月末（速報）業種別死傷災害発生状況.....	4
災害に学ぶ	
～試掘作業中、崩壊した土砂の下敷きとなり死亡～.....	5
無災害記録証授与される ～無災害記録1500日達成～.....	6
令和3年度鹿児島地区出張特別試験の合格発表.....	7
10月は中小企業退職金共済制度の「加入促進月間」です！…	7

外国人在留支援センター活動のご案内.....	8
医療勤務環境改善支援センター利用のご案内.....	9
鹿児島働き方改革推進支援センターのご案内.....	10
公益財団法人産業雇用安定センターのご案内.....	11
さんぽセンターからのご案内.....	12
労働契約等解説セミナーのご案内（オンラインセミナー）…	13
荷役災害防止担当者教育講習会（荷主等向け）のご案内.....	14
第80回全国産業安全衛生大会への参加勧奨について.....	15
職場リーダー向けリスクアセスメント研修のご案内.....	16～17
令和3年11月の講習開催のご案内.....	18

さくらじま

東京オリンピック、パラリンピックにおける選手たちの活躍には、感動と勇気をもたらした。なにより、選手たちからの「開催してくれてありがとう。」の言葉には、新型コロナウイルス感染症により開催が中止になるかもしれないとの不安な思いをいだきつつも、モチベーションを保ちながらひたむきに練習を続けていたことへの苦悩が伝わってきた。

さて、10月といえば、「神無月」とも呼ばれていますが、その由来について、「無」は「ない」という意味ではなく、連体助詞の「の」にあたり、「神の月」とであるという説が有力なようです。一方の説として、全国の神様が留守番役の神様を残

して出雲大社での会議に出かけてしまうため、神様が出かける国では、神がいなくなるという意味で「神無月」と呼ばれるという説もあるようです。

この季節は、特別に暑い日もなければ、寒さを感じることもあまりない、とても過ごしやすく、行楽をはじめとして何をするにも適した、充実した時間が過ごせる時期です。新型コロナウイルス感染症の影響により各種行事や行動に一部自粛を要する状況となっていますが、この感染症が一日も早く終息し、制限なく自由に行動することができる安全・安心な日常を取り戻すことを願ってやみません。

鹿児島県最低賃金 時間額821円で決定（10月2日発効）

鹿児島労働局賃金室

鹿児島県地方最低賃金審議会（山本晃正会長）は、8月6日、鹿児島県最低賃金を現行の時間額793円から28円引き上げ、821円に改正するよう鹿児島労働局長に答申しました。

この答申は、7月2日に鹿児島労働局長からなされた鹿児島県最低賃金の改正について調査審議を求める諮問に対する答申で、同審議会において、公益代表、労働者代表、使用者代表の各委員により、現下の最低賃金を取り巻く状況や最低賃金の原則を踏まえ、精力的かつ慎重な審議を重ねた結果、得られた結論です。

この答申を受けて、鹿児島労働局長は、公示などの手続きを経て、答申どおり時間額821円に改正する決定を行っており、改正額は10月2日に発効します。

鹿児島県最低賃金は、パート、アルバイトを問わず、

鹿児島県内で働くすべての労働者に適用されます。

また、これと特定（産業別）最低賃金の両方が適用される場合には、高い方の金額で計算した賃金を支払う必要がありますので、適切な対応をお願いします。

最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援として、「業務改善助成金（生産性向上を通じた最低賃金の引上げを支援するための助成金）」、「専門家派遣・相談等支援事業（専門家による電話相談や企業訪問相談等を無料で実施）」があります。「業務改善助成金」に関しては鹿児島労働局雇用環境・均等室（099-223-8239）まで、「専門家派遣・相談等支援事業」に関しては鹿児島働き方改革推進支援センター（0120-221-255）までお気軽にお問い合わせください。

ハローワークインターネットサービスの機能がより便利になりました

鹿児島労働局職業安定課

令和3年9月21日からハローワークインターネットサービスの機能がさらに充実し、オンラインで受けられるサービスが広がりました。

（機能強化のポイント）

- 求人者マイページを通じて、オンラインで職業紹介を受ける「[オンラインハローワーク紹介](#)」が利用できます。
- 求職者がオンラインで応募した場合、応募書類の管理や採否入力効率が効率化します。
- 求職者からの応募を直接受けることができます（[オンライン自主応募](#)）。

※ 求人者マイページは、求人サービスをオンライン上で受けられる事業者向けの専用ページです。

ハローワークインターネットサービスからオンライン上で開設できます。

※ オンラインハローワーク紹介を受けるには、求人者と求職者がともにマイページを開設する必要があります。

※ オンライン自主応募は、ハローワークによる職業紹介に該当しないため、ハローワーク等の職業紹介を要件とする助成金の対象外となります。

また、直接応募となるオンライン自主応募は、ハローワークが求職者の適性等の確認を行っていないため、募集要件に合致しない方が応募する場合があります（オンライン自主応募に伴って生じるトラブル等については、ハローワークで対応することはできません。）。

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和3年7月分】

県内有効求人倍率	1.32倍（前月比0.04P増）
全国平均有効求人倍率	1.15倍（前月比0.02P増）

県内正社員有効求人倍率	1.06倍（前年同月比0.18P増）
全国正社員有効求人倍率	0.88倍（前年同月比0.09P増）

※ 本県の雇用失業情勢は、雇用調整助成金等の特例措置により雇用の維持が図られており、従来から人手不足感が強い業種を中心に求人数も戻りつつあります。しかしながら、新型コロナの影響を受け続けている業種もあり、二極化の状況が続いています。新型コロナの感染は一進一退を繰り返しており、感染者の急増が見られるなど、見通しは依然として不透明な状況です。感染状況は、就職活動・採用活動に影響を与え、雇用情勢も弱さを増すおそれがあることから、引き続き、今後の求人・求職の動向等を注視してまいります。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

障害者、発達障害者または難治性疾患患者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対する助成金制度があります。

主な助成金は次のとおりです。

【特定求職者雇用開発助成金】

- 特定就職困難者コース
- 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

障害者の種別、程度及び雇用条件等により支給対象とならない場合があります。

ご相談や詳細確認は、県内ハローワークまたは鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください。

中小企業事業主の皆さまへ

人材確保等支援助成金（テレワークコース）のご案内

良質なテレワークを新規導入し、実施することにより、
労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる
中小企業事業主を支援します！

助成対象となる取組	① 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更 ② 外部専門家によるコンサルティング ③ テレワーク用通信機器の導入・運用 ④ 労務管理担当者に対する研修 ⑤ 労働者に対する研修	
助成対象となる取組の実施期間	テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日まで ※機器等導入助成の支給申請は、テレワーク実施計画認定日から起算して7か月以内に実施	
評価期間	機器等導入助成	計画認定日から起算して6か月以内の連続する3か月 ※評価期間の始期は事業主が設定
	目標達成助成	評価期間（機器等導入助成）の初日から1年を経過した日から起算した3か月間

支給額等は次のとおりです。詳細は支給要領等をご確認ください。

① 機器等導入助成	② 目標達成助成
支給要件 ● 新たに、テレワークに関する制度を規定した労働協約または就業規則を整備すること。 ● テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、助成対象となる取組を1つ以上行うこと。 ● 評価期間（機器等導入助成）における、テレワークに取り組む者として事業主が指定した対象労働者のテレワーク実績が、次のいずれかを満たすこと。 ✓ 評価期間（機器等導入助成）に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施する 又は ✓ 評価期間（機器等導入助成）に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を1回以上とする	支給要件 ● 評価期間後1年間の離職率が、計画提出前1年間の離職率以下であること。 ● 評価期間後1年間の離職率が30%以下であること。 ● 評価期間（目標達成助成）に、1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間（機器等導入助成）初日から1年を経過した日における事業所の労働者数に、計画認定時点における事業所の労働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。
支給額 支給対象経費の 30% ※以下のいずれか低い方の金額が上限額 ・100万円 又は ・20万円×対象労働者数	支給額 支給対象経費の 20%〈35%〉 ※以下いずれか低い方の金額が上限額 ・100万円 又は ・20万円×対象労働者数

※〈〉内は生産性要件を満たした場合に適用

ご利用の流れ等については厚生労働省ホームページもご確認ください

- 使用者が適切に労務管理を行いながら、労働者が安心して働くことのできる形で良質なテレワークを推進し、定着させていくことができるよう、厚生労働省では「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」を策定しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html
- テレワークの導入に当たっては、セキュリティへの配慮も必要です。テレワークセキュリティガイドライン（総務省）などもご参照ください。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/index.htm

お問い合わせ先 鹿児島労働局 雇用環境・均等室 電話099-223-8239

他の助成金制度につきましては、鹿児島労働局ホームページの「各種助成金について」から、または厚生労働省ホームページの「政策について」>「各種助成金・奨励金等の制度」からご確認ください。



厚労省HPへは
こちらのQRコードからも
アクセス可能です。

令和3年8月末（速報） 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

	令和3年		令和2年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1,241	15	1,157	11	84	4
1 製造業	223	0	212	1	11	-1
1 食料品製造業	122		122			
4 木材・木製品製造業	17		10		7	
9 窯業土石製品製造業	14		9		5	
11～12 金属製品製造業	11		11			
13～15 機械機具製造業	21		23		-2	
上記以外の製造業	38		37	1	1	-1
2 鉱業	2	1	1	0	1	1
3 建設業	171	3	172	3	-1	0
1 土木工事業	61	3	68	2	-7	1
2 建築工事業	81		86	1	-5	-1
3 その他の建設業	29		18		11	
4 運輸交通業	134	2	126	1	8	1
1 鉄道・航空機業	7		3		4	
2 道路旅客運送業	9		8		1	
3 道路貨物運送業	116	2	115	1	1	1
4 その他の運輸交通業	2				2	
5 貨物取扱業	11	0	6	0	5	0
1 陸上貨物取扱業	4		1		3	
2 港湾運送業	7		5		2	
6 農林業	62	3	54	2	8	1
1 農業	31	1	29		2	1
2 林業	31	2	25	2	6	
7 畜産・水産業	58	1	62	1	-4	0
8 商業	153	2	153	2	0	0
1 卸売業	17	1	23		-6	1
2 小売業	124	1	107	2	17	-1
3 理美容業	4		2		2	
4 その他の商業	8		21		-13	
9 金融・広告業	14	0	8	0	6	0
11 通信業	13	0	23	0	-10	0
12 教育・研究業	15	0	7	0	8	0
13 保健衛生業	232	0	182	0	50	0
1 医療保健業	95		70		25	
2 社会福祉施設	131		110		21	
3 その他の保健衛生業	6		2		4	
14 接客娯楽業	67	1	58	0	9	1
1 旅館業	10		11		-1	
2 飲食店	35	1	25		10	1
3 その他の接客娯楽業	22		22		0	
上記以外の事業	86	2	93	1	-7	1
10 映画・演劇業						
15 清掃・と畜業	50	2	45		5	2
16 官公署			1		-1	
17 その他の事業	36		47	1	-11	-1
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	120	2	116	1	4	1
第三次産業（8～17）	580	5	524	3	56	2

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月8日締めで集計したもの。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 下段の陸上貨物運送事業（4-3・5-1）及び第三次産業（8～17）は、別計。

第72回 全国労働衛生週間

令和3年10月1日～7日

スローガン

向き合おう！ ころとからだの 健康管理

【副スローガン】 うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場

主唱 / 厚生労働省・中央労働災害防止協会

災害に学ぶ

試掘作業中、崩壊した土砂の下敷きとなり死亡

鹿児島労働局健康安全課

【はじめに】

今年の8月は日本各地でかつてない規模の、線状降水帯の発生が頻繁に報道され、各地で被害が発生しております。

今後も、台風や集中豪雨の発生が危惧され、それによる土砂崩壊等が懸念されます。

そこで皆さんは、土砂崩壊を防止するために何に気をつけていらっしゃいますか。

或いは土砂崩壊のとき災害に遭わないためにどんな対策をとっていらっしゃいますか。

今回は今までに土砂崩壊が無かったから、今後も土砂崩壊のおそれがないという思いこみによって発生した災害です。

【災害】

災害は遺跡の試掘調査において掘削された、長さ9.6メートル、幅2メートル、深さ2.1メートルの試掘溝内部で起こりました。

被災者が手工具を使って壁面を削る作業を行っていたところ、突然壁面が約1.6立方メートルに渡って崩壊し土砂が被災者を直撃し、心臓破裂でほぼ即死の状態になりました。

試掘調査というのは、遺跡発掘の本調査に先立ち、遺跡の位置や規模を確認するために行う調査のことです。

試掘調査では、トレンチと呼ばれる試掘溝を、重機を使って掘削し、その底面や側面を、中に入った調査員が手工具を使って削りながら均していき、表面に現れる地層の変化等を観察することで遺跡の有無の判断を行います。

観察が終わると、試掘溝はすぐに埋め戻されます。

試掘調査の場合、掘削されてから埋め戻されるまでは、概ね数時間程度です。

災害が発生した試掘溝の深さは2.1メートルでしたが、壁面には土止め支保工等の崩壊防止措置が何ら講じられておりませんでした。

また、底には湧水が発生し、災害発生直前に撮られた写真には壁面に亀裂が走っている状況も写っており、崩壊の兆候が認められておりましたが、現場責任者は何ら対応措置をとらぬまま、調査員たちを試掘溝の中での作業に従事させていました。

現場責任者は、発掘作業の経験は豊富でしたが、現場責任者として現場を指揮監督するのは今回が2回目で、地山掘削作業主任者の選任もないなど、地山掘削に関する安全管理が全く行われておりませんでした。

現場責任者は、これまでの試掘調査において、土砂崩壊が起これなかったという自らの経験をもって、今回も大丈夫だろうと過信してしまい、結局何ら措置を講じることなく取り返しのつかない事態を生じさせてしまったのです。

【慣れの恐ろしさ】

この災害では掘削面が崩壊するおそれがあったにもかかわらず、土止め等の措置を講じたり、掘削面に安全なこう配をつけたりといった対策が全く取られておらず、掘削作業における基本ができておりませんでした。

この調査を行った事業場は、発掘作業を専門としており、これまでも何十年と同様の調査を行ってきました。

しかし、今回のように崩壊による重大な災害がこれまで発生したことがなかったため、掘削作業の基本が欠落し、現場責任者達も安全対策を何ら講じることなく作業を行うことが当たり前となり、危険を察知する感覚までもマヒしていたと考えられます。

特に、すぐに埋め戻すような場合はその傾向が強かったようです。

日頃、危険な状態にあるにもかかわらず、たまたま事故が発生していないと、いつの間にか危険に対する感覚がマヒし、これまで何も起こらなかったから安全だと錯覚してしまう。

それが強くなると、たとえ兆候が現れたとしてもそれを認識できず見落としてしまう。

今回紹介した事例は、まさにその典型とも言える災害です。

【おわりに】

この災害は、基本を忠実に守ることの大切さ、危険作業に慣れてしまうことの恐ろしさを教えてくれています。皆さんの職場では、危険作業に慣れてしまい、基本の大切さが、忘れられているようなことはないでしょうか。

法律や指針、規程等で手摺りや安全カバー、土止め支保工などの安全措置を講じなければならないと義務付けられている背景には、防げていたかもしれない災害の被災者たちが多数いたことを忘れてはならないと思います。

今一度原点に立ち戻り、何かが起こってしまう前に行動を起こしていただけたらと切に願います。

令和3年4月20日～令和3年12月31日

チェスト！緊急ゼロ災運動

鹿児島労働局労働災害防止対策

～労使一体となって、労働災害のない安全・安心な職場の実現のための積極的な取組を一層推進しましょう！

無災害記録 1,500 日を樹立

無災害記録証 授与される

（公社）鹿児島県労働基準協会

霧島地熱株式会社（霧島市）は、無災害記録 1500 日を樹立したとして、令和3年8月1日付けで中央労働災害防止協会会長より無災害記録証（第一種 努力証）を授与されました。

同社は、かねてより労使協力して労働災害の防止に努め、本年6月に無災害記録を達成し、その後も無災害を継続されていることが認められたものです。

記録証は、同社の森田誠也代表取締役社長、前野浩幸生産部次長の出席のもと令和3年8月27日本会役員室において、当協会の吉本耕作専務理事から授与されました。

森田社長は、無災害で事業ができたことは、かねての社員の努力の賜であり引き続き無災害を継続し、次のステップである 3000 日無災害記録（進歩証）達成に向けて安全衛生管理の推進に努めて参りたいと抱負を述べられました。

同社は、約 10 名の社員で霧島市にある大霧発電所への地熱蒸気供給を行っています。大霧発電所は事業用としては、国内で 10 番目の地熱発電所です。蒸気供給部門を日鉄鉱業株が、発電部門を九州電力株が担当し、共同で運営しています。霧島錦江湾国立公園普通地域に位置するため、建物の形、色など自然環境に調和するよう配慮しています。

日々災害リスクが多い業務の中で 1500 日の無災害を達成できたことに敬意を表しますとともに今後のより一層の発展を祈念申し上げます。



記録証を手に喜びの森田社長（中央）と前野次長（右側）、吉本専務理事



大霧発電所（霧島市牧園町）

中小企業無災害記録証授与制度の活用のおすすめ

中災防では、中小企業が自主的に安全衛生活動を進める上での目標となるよう「中小企業無災害記録証授与制度」を設けています。

この制度開始以来、経営者、従業員が一丸となって安全衛生活動を進め、無災害記録を達成した多くの事業場に無災害記録証が授与されています。

災害ゼロの安全で快適な職場づくりに向けて、ぜひこの制度をご活用ください。

【申請・問い合わせ先】

◆（公社）鹿児島県労働基準協会 総務部 TEL 099-226-3621

又は最寄りの本会支部へお問い合わせ下さい。

労働安全衛生法に基づく 令和3年度鹿児島地区出張特別試験 合格発表

（公社）鹿児島県労働基準協会

公益財団法人安全衛生技術試験協会九州安全衛生技術センターは、令和3年8月28日及び29日、ホテル自治会館（鹿児島市）で令和3年度鹿児島地区出張特別試験を実施し、受験者が1,024人で427人が合格したと発表しました。

合格率が最も高かった試験科目は、揚貨装置運転士の80.0%で、低かったのは第二種衛生管理者の34.2%であった。

また、労働者数50人以上の事業場で選任を必要とする衛生管理者は、第一種、第二種合わせて559人が受験し、196人（35.0%）が合格した。

労働安全衛生法に基づく免許試験は、九州安全衛生技術センター（久留米市）で実施されているが、鹿児島県労働災害防止団体連絡協議会の協力を得て、毎年8月鹿児島市で実施されています。

【令和3年度鹿児島地区出張特別試験結果】

試験の種類	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率
第一種衛生管理者	322	115	35.7%
第二種衛生管理者	237	81	34.2%
★クレーン・デリック運転士〔クレーン限定〕	17	13	76.5%
★移動式クレーン運転士	22	12	54.5%
★揚貨装置運転士	10	8	80.0%
潜水士	103	69	67.0%
一級ボイラー技士	25	13	52.0%
二級ボイラー技士	272	105	38.6%
ボイラー整備士	16	11	68.8%
合 計	1,024	427	41.7%

※本試験は、学科試験であり★印の試験は実技試験を伴う。

10月は中小企業退職金共済制度の「加入促進月間」です！



働くみんなに **退職金効果！**

中退共は、国がサポートする中小企業のための退職金制度です。

安全

国の制度だから安心
掛金の一部を
国が助成します。

有利

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

簡単

社外積立だから
管理もラクラク
転職先でも引き継げる
「通算制度」があります。

- パートタイマーさんや家族従業員もご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等とのポートビリティも可能です。

詳しくはホームページを
ご覧ください

中退共

検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>



独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1
TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211

外国人在留支援センター活動のご案内

外国人を雇用したい・している企業等を「フレスク」が支援します

令和2年7月に外国人在留支援センターが開設され、各種支援策を実施していますのでご利用下さいますようご案内致します。

4省・2団体が各種支援策を実施

高度外国人材など外国人労働者を新たに雇用したい企業、あるいは現に雇用している企業や在留外国人に関わる諸課題に取り組む地方公共団体を支援することにより、外国人受入れ環境を整備するために、外国人在留支援センター（Foreign Residents Support Center →FRESC→フレスク^{*1}）が東京都新宿区四谷に令和2年7月6日に開設され、活動を開始しています。

^{*1} [外国人在留支援センター | 出入国在留管理庁 \(moj.go.jp\)](https://www.moj.go.jp/foreign-residents-support-center/)

紹介動画↓

<https://www.youtube.com/watch?v=6BvwblqbvM8>

フレスクでは、多言語対応の総合受付のほか、法務省（出入国在留管理庁^{*2}開示請求窓口・東京出入国在留管理局・多言語リーフレットによる在留相談対応・東京法務局人権擁護部・法テラス）、厚生労働省・外務省（外務省ビザ・インフォメーション）・経済産業省（日本貿易振興機構=JETRO^{*3}）と国際観光振興機構・国際交流基金の2団体が連携して、各種支援策を実施しています。

^{*2} [外国人生活支援ポータルサイト | 出入国在留管理庁 \(moj.go.jp\)](https://www.moj.go.jp/foreign-residents-support-center/)

^{*3} [高度外国人材活躍推進ポータル | ジェトロ \(jetro.go.jp\)](https://www.jetro.go.jp/)

外国人を雇用する際の各種の相談に無料に対応

中でも厚生労働省関係の「東京外国人雇用サービスセンター」^{*4}では、高度外国人材（留学生、専門・技術的分野の在留資格）の職業相談・紹介、就職面接会の開催、インターンシップの実施のほか、外国人雇用に関する情報提供・相談など事業主向けサービスを提供しています。

また、東京労働局労働基準部^{*5}が外国人特別相談支援室を開設し、外国人労働者の労働条件に関する相談に応じ、改善策を支援しています。

産業医・専門家・通訳を配置して支援。講師も派遣。

さらに、公益社団法人東京労働基準協会連合会^{*6}が厚生労働省からの受託事業として「安全衛生班」を開設し、①相談窓口には産業医、専門家、通訳を配置し、外国人労働者を雇用する事業主や外国人労働者からの相談に一元的に対応する、②相談者の希望に応じ、個別に事業場を訪問して、安全衛生管理水準を診断したり、必要な改善を指導・支援する、③構内・構外協力企業集団、工業団地などの事業主集団の研修会への外国人労働者の安全衛生関係専門講師を派遣しています。

以上のサービスや支援策のご利用はいずれも無料です。

安全・安心は働く時の基本です。外国人労働者を現に雇用している、あるいは新たに雇用したいと考えておられる事業主の皆さん、生活習慣や言語・文化が違う中であって、外国人労働者が安全に、安心して、意欲的に働き、そして事業の発展に寄与できるよう「安全衛生班」の支援活動のご利用（無料）をお勧めします。

^{*4} [ホーム | 東京外国人雇用サービスセンター \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/foreign-employment-service-center/)

^{*5} [外国人特別相談・支援室 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/foreign-special-consultation/)

^{*6} [公益社団法人東京労働基準協会連合会：厚生労働省委託 外国人安全衛生管理支援事業 \(toukiren.or.jp\)](https://www.toukiren.or.jp/)

医療機関の経営者・管理者の皆様へ

医療勤務環境 改善支援センター をご利用ください

医療労務管理アドバイザー（社会保険労務士）と医業経営アドバイザー（日本医業経営コンサルタント協会認定コンサルタント）が、県内の医療機関からの医療勤務環境の相談内容に応じて、専門的な助言・支援を行います。 訪問相談をご希望の場合は、アドバイザーが訪問いたします。

医療労務管理相談

- スタッフが長く、安心して働ける職場にしたい！
- 育児・介護中の休み方、働き方は？
- 助成金制度を上手に活用したい。

相談
無料

医業経営相談

- 職員満足度調査で現状を把握したい！
- 勤務環境改善の好事例を知りたい！
- 効率よく、経営を安定させたい。

**まずは、
お電話ください。**
（相談者の秘密は守ります）

鹿児島県医療勤務環境改善支援センター

日本医業経営コンサルタント協会鹿児島県支部内
午前9時から午後5時まで（土日・祝日を除く）

(TEL) 099-813-7731

(FAX) 099-813-7741 (URL) <http://www.kagoshima-medsc.jp/>



厚生労働省・鹿児島労働局雇用環境・均等室



2021年度 厚生労働省 鹿児島労働局委託
《中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業》

鹿児島働き方改革推進支援センター

（受託者：鹿児島県社会保険労務士会）

年5日
有給休暇の
確実な取得

施行日
2019年4月1日

時間外労働の上限導入

- ◎原則として
月45時間・年360時間
- ◎臨時的な特別な事情があり
労使が合意する場合でも
 - ・年720時間以内
 - ・休日労働を含み月100時間未
満又は複数月平均80時間以内
(45時間超えは年間6カ月まで)

施行日
2019年4月1日
(中小企業：2020年4月1日)
自動車運転業務・建設事業・医師・製糖業
については 2024年4月1日

正規・非正規間の
不合理な
待遇差解消

同一労働同一賃金

施行日
2020年4月1日
(中小企業2021年4月1日)

相談
例

- ◆働き方改革って何をしたらいいの？ ◆不合理な待遇差って、どういうもの？
- ◆残業を減らしたいけど・・・？ ◆待遇差の理由の説明は？
- ◆有給休暇の取得の進め方は？ ◆何か役立つ助成金はあるの？

来所相談
(電話・メール)

セミナー

すべて無料

臨時出張相談

企業訪問による
相談支援

相談
窓口

【鹿児島働き方改革推進支援センター】
鹿児島市下荒田3-44-18のせビル2階
(鹿児島県社会保険労務士会事務局内)

※E-mail hatarakikata@sr-kagoshima.jp

ホームページ

<https://hatarakikata.sr-kagoshima.jp>



連絡先

0120-221-255



鹿児島労働局雇用環境・均等室 ☎099-223-8239

《ご利用ください》

公益財団法人 産業雇用安定センター

人と企業を結ぶ再就職・出向等の

送出企業

お手伝いをしています

受入企業



産業雇用
安定
センター



- 人材育成や雇用調整などで「人材の送り出し」をされる時 ※離職前にご相談ください
- 事業の再構築を検討される時
- 定年退職予定の方が他企業への再就職を希望する時

- 事業の拡大や創業、増員・欠員補充など「人材の募集」をされる時、ご要望の人材を紹介します
- 雇用関係助成金の取り扱いもあります

- 47都道府県事務所の全国ネット・ハローワークなど他の機関との併用が可能です。マンツーマンで在職中から再就職までのお手伝いをします。（ご利用は無料です）
- 原則離職後6カ月以内での委託訓練や、各講習等の支援も行っています。
- 経験豊富な講師が、各種セミナー（有料）も行います。
- 系列・グループを超えた出向を通して雇用調整・キャリアアップ・人材育成・他社交流等のお手伝いをいたします。

お気軽にお問い合わせ・ご相談ください



公益財団法人
産業雇用安定センター
鹿児島事務所

〒890-0053 鹿児島市中央町26-18 南日本中央ビル4階
電話 099-812-9551 FAX 099-258-9101
<http://www.sangyokoyo.or.jp/>



2019.9

鹿児島産業保健総合支援センター

さんぽセンター からのご案内

事業場における労働者の健康保持増進計画助成金のお知らせ

労働者健康安全機構では、さまざまな産業保健関係助成金を取扱っています。
この度、**事業場における「心とからだの健康づくり」の積極的な取組を支援することを目的に**、健康保持増進措置の実施に対する助成制度が新設されました。

労働者の健康保持増進のためにぜひご利用ください！

◇ 助成金の概要 ◇

事業者が、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(THP指針)で示す基本事項を踏まえ、健康保持増進計画を作成し、作成した計画に基づき、「健康測定」、「健康指導」及び「研修等」のいずれかの措置を実施した場合に、実施費用の助成が受けられます。

助成対象

事業場で作成した「健康保持増進計画」に基づき実施した、労働者に対する「健康測定」又は「健康指導」、事業場の推進スタッフに対する「研修等」のいずれかの健康保持増進措置の費用

※但し、保険診療や法令で義務付けられている場合、作成した健康保持増進計画の内容について、他の助成金等を申請・受給している場合は、助成対象となりません。

助成金額

1事業場当たり100,000円を上限に、将来にわたり1回限り助成されます。

※詳細については、**労働者健康安全機構(☎0570-783046)**へお問合せください。

労働者の心身両面の健康保持増進を図ることは、労働生産性向上の観点からも重要であります。
さんぽセンターでは、事業場における「心とからだの健康づくり」の普及促進のため、事業者を対象とした「労働者の健康保持増進のためのTHP普及セミナー」を開催することとしています。
詳しくは、ホームページをご覧ください。

サポートします！ 治療と仕事の両立

事業者や人事労務担当者、疾病を抱える労働者が、病気の治療と仕事を両立するために生じる様々な問題や悩みについて、鹿児島産業保健総合支援センターの両立支援促進員(社会保険労務士、産業カウンセラー等)が**無料**で相談・支援に応じます！

◇ 事業者・労働者(患者)からの相談対応

治療をしながら働く方法を相談したい、休職や復職について相談したい、利用できる支援制度について知りたい、職場での両立支援の取組方法を相談したい 等

◇ 事業場訪問での個別訪問支援

事業場を訪問し、治療と仕事の両立に関する制度の導入などについて支援を行います。

◇ 事業者・労働者(患者)・医療機関との個別調整支援

事業場と労働者(患者)が治療と仕事の両立に取り組むための支援を行います。

◇ 事業者、労働者、医療従事者などに対する啓発セミナー

事業場、労働者、医療従事者などを対象に、治療と仕事の両立支援の普及・啓発を目的としたセミナーを行います。



詳しくはHPをご覧ください ▶▶▶

鹿児島産保

検索

【問い合わせ先】



独立行政法人 労働者健康安全機構

鹿児島産業保健総合支援センター (☎099-252-8002)

オンラインセミナー



好評につき追加開催

労働契約等 解説セミナー 2021

参加費
無料

テキスト・資料集
無料

労働者や事業主、人事労務担当者などを対象に、「安心」して「働く」ための労使をつなぐルールである「労働契約」について、基本的な事項をわかりやすく解説するオンラインセミナーを開催します。是非ご参加ください。

※オンラインセミナーとはインターネット上で行うセミナーです。詳細は申込HPでご確認ください。

副業・兼業の促進に関するガイドラインが改定されました

対象者

どなたでもご参加いただけます
(労働者、事業主、人事労務担当者など)

各回先着 **100名**

セミナー
時間

午前の部 セミナー 10:00～12:30

個別相談会 12:30～13:30

午後の部 セミナー 14:00～16:30

個別相談会 16:30～17:30

午前の部、午後の部は
どちらも同じ内容のため、
ご都合の良い回にお申込みください。
また、個別相談会を希望される方も
事前申込みをお願いします。

セミナー
内容

- ① 労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎
- ② 無期転換ルール
- ③ 副業・兼業の促進

申込
方法

●専用webサイトへ
<https://public.lec-jp.com/laborContractExplanation/>

LEC 労働契約等解説セミナー

検索



QRコードからも
ご覧いただけます

●申込受付後、メールでウェブ会議システムZoomのURLを送付させていただきます。 ●お預かりした個人情報は本事業に係るご連絡及びテキスト発送のみに使用します。無断で第三者に提供することはありません。

お問い合わせ先 厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー2021」運営事務局 株式会社 東京リーガルマインド **LEC** 東京リーガルマインド

〒164-0001 東京都中野区中野4-11-10 アーバンネット中野ビル TEL : 03-5913-6085 (平日9時～18時) E-Mail: working-time@lec-jp.com

陸災防からのお知らせ

【厚生労働省補助事業】

荷役ガイドラインに基づく

荷役災害防止担当者教育講習会（荷主等向け）のご案内

陸上貨物運送事業の労働災害の70%は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。さらに、その70%は、荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の事業場で発生しています。このため、厚生労働省では平成25年3月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定し、陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項を示しました。

本年度は、荷主等向けの担当者に対する安全衛生講習会を次のとおり行います。

この講習会は、荷主等の自社の労働者の労働災害防止対策にも参考となる墜落・転落災害、フォークリフト、クレーン、ロールボックスパレット等による災害防止に関する内容も含まれています。

荷主等の企業の皆様には積極的なご参加をお待ちしています。

講習会の主な内容

- 開催日時 令和3年11月19日（金） 13時00分～17時00分
- 開催場所 鹿児島サンロイヤルホテル2階「開聞の間」
住所：鹿児島市与次郎1-8-10 電話 099-253-2020

3 講習会の内容

- 荷役作業における労働災害の現状と荷主等に求められる役割（鹿児島労働局担当官）
- 荷役災害防止担当者教育（陸災防安全管理士）
- 質疑応答、アンケート記入

- 定員 50名（先着順で受付します。）

- 受講費及びテキスト代 無料

- 受講申込み

受講申込は、下記受講申込書にご記入し、陸災防鹿児島県支部までFAXでお申し込みください。なお、受講票等は送付いたしません。（お問合せ先：電話099-284-6217）

申込締切は、令和3年11月5日（金）です。ただし、定員に達し次第締め切りいたします。

- 受講したことを証する書面

本講習会を受講された方には、受講したことを証する書面をお渡しします。



-----（切り取らずにそのままご送信ください。）-----

「荷役ガイドラインに基づく荷役災害防止担当者教育講習会」受講申込書

ふりがな 氏 名	①	②
事業場名	(業種:)	
住 所	〒	
電話・FAX番号	TEL ()	
ご担当者氏名	FAX ()	ご担当者名: ()

※新型コロナウイルス感染症防止対策に十分配慮した上で開催いたしますが、マスクの着用等のご協力をお願いします。

※参加申込書にご記入いただいた情報は、本講習会以外には使用いたしません。

返信先 FAX 099-261-3113

主催：中央労働災害防止協会

協力：（公社）鹿児島県労働基準協会

職場リーダー向け リスクアセスメント研修

中央労働災害防止協会では、リスクアセスメントの仕組みに基づいて実際に危険性又は有害性の特定、リスクの見積もり、評価などを実施する職場の管理監督者、作業者などの方を対象として、演習を中心に職場におけるリスクアセスメントの実際の進め方に関する研修を開催します。奮ってご参加くださいますようご案内申し上げます。

- 1 日 時 **令和3年11月10日（水）** 9：00～17：00
 2 会 場 オロシティホール 二階会議室 〒891-0123 鹿児島市卸本町6-12
 TEL 099-260-2111 / FAX 099-260-2109
 3 内 容 リスクアセスメントの実際のやり方を習得するため、講義時間を短縮し、演習を中心に学びます。
 （現場作業者向け）

カリキュラム（予定）※カリキュラムの内容は都合により変更される場合があります。

時 間	内 容	時 間	内 容
9:00～9:10	開講、オリエンテーション	13:00～13:35	【講義】危険性又は有害性の特定
9:10～10:00	【講義】リスクアセスメントの概要	13:35～14:30	【演習】危険性又は有害性の特定
10:00～10:10	休 憩	14:30～14:40	休 憩
10:10～10:55	【講義】リスクの見積り及びリスク低減のための優先度の設定について	14:40～15:20	【講義】リスクの低減措置の検討及び実施
10:55～11:40	【演習】リスクの見積り、優先度の設定	15:20～15:30	休 憩
11:40～12:40	昼食・休憩	15:30～16:35	【演習】リスクの除去、低減対策の検討
12:40～13:00	【演習】リスクの見積り優先度の設定（続き）	16:35～16:50	まとめ/質疑応答
		16:50～17:00	修了証授与、閉講

- 4 対 象 現場の監督者、職場リーダー、作業者などのリスクアセスメント実施者
 （事業場のリスクアセスメントの仕組みに基づいて、実際に職場で危険性又は有害性の特性、リスクの見積り、リスク低減措置の検討などを実施する方）
 5 定 員 40名（定員になり次第申し込みを締め切ります。）

6 参加費

区分	通常金額	割引料金（注2）
会員（注1）	31,680円	19,008円
一般	35,200円	21,120円

（テキスト代、消費税を含みます。）

注1 会員とは（公社）鹿児島県労働基準協会会員又は中央労働災害防止協会賛助会員事業場のことです。

注2 割引料金は、「令和3年度中小規模事業場に対する研修会の割引サービス」をご利用した際の金額です。
 参加費の割引金額が対象となる事業場は、常時使用する労働者数が300人未満であり、かつ、労災保険の適用事業場です。要件を確認するために、申込時に労働基準監督署の受付印のある直近の「労働保険概算・確定保険料申告書（事業主控）」の写しを提出していただくことになります。

- 7 申込締切日 **令和3年10月15日（金）まで**【期限までに定員になりました場合には締め切ります。】

- 8 申し込み方法 ①本案内書の「参加申込書」に必要事項をご記入の上、お申し込み下さい。

※申込書提出先は、鹿児島県労働基準協会です。

参加証は、開催日10日前頃送付致します。

- ②参加費は、申込締切日までに下記銀行に振込み願います。

請求書・領収書が必要な方は、申込書の備考欄にご記入下さい。

9 参加費振込先

取引銀行 福岡銀行 奈良屋町支店

普通預金 口座番号 1163225

口 座 名 中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンター

※振込手数料は貴社にてご負担願います。

※開催日7日前以降の取り消しについては、次のキャンセル料がかかります。

- ① 開催日の7日前～開催日前日は参加費の30%

- ② 開催当日は、参加費の100%

●振込先の所在地等

中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンター

〒812-0008 福岡市博多区東光2-16-14 TEL 092-437-1664 FAX 092-437-1669

申し込み・問い合わせ先

〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16-16

（公社）鹿児島県労働基準協会

TEL 099-226-3621

申し込みファックス番号

099-226-3622

参加申込書

職場リーダー向けリスクアセスメント研修 令和3年11月10日（水）開催地：鹿児島					
フリガナ		業 種			
事業場名		事業場規模		☐ 50人未満 ☐ 50～99人 ☐ 100～299人 ☐ 300人以上	
所在地		〒 ー 会員について ☐ 非会員（一般） ☐ 鹿児島県労働基準協会会員又は中災防賛助会員			
連絡担当者		フリガナ	所 属	役 職	
		氏名	TEL ()	FAX ()	
参加者	フリガナ	所属・役職名		年代をご記入ください。	※ No.
	氏 名			☐ 10代 ☐ 40代 ☐ 20代 ☐ 50代 ☐ 30代 ☐ 60代以上	
参加者	フリガナ	所属・役職名		年代をご記入ください。	※ No.
	氏 名			☐ 10代 ☐ 40代 ☐ 20代 ☐ 50代 ☐ 30代 ☐ 60代以上	
該当個所の□にチェックマークをご記入ください。 参加費は 月 日（振込手数料は、ご負担をお願いします。） ¥ 円 ☐ 銀行振込 ☐ 現金書留で送金				備考欄	※ 受 付
					※ 参加証
				※は記入しないで下さい。	

上欄にご記入いただいた会社名、氏名等により修了証等を発行させていただきますので、恐れ入りますが、
名称はフルネームで正しくご記入くださいますようお願いいたします。

※割引制度の利用について

割引制度の利用を希望される場合は、以下の□にチェックマーク（✓）を記入してください。

割引制度の利用を希望する ☐

割引制度の利用希望者は、本申込と共に直近の「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）

※労働局、労働基準監督署の受付印があるもの」をご提出ください。（受付印がない場合は納付書の写しと一緒に
ご提出ください。）提出がない場合割引料金とはなりません。

※ご記入頂いた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、研修会の的確な実施のために使用するほか、
当協会が実施する各種セミナー・講演会の情報提供に使用することがあります。これらの情報提供に使用することを
同意して頂けない場合には、下の□内にチェックマーク（✓）をご記入ください。

☐ 同意しない

令和3年11月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講 習 名		講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
技 能 講 習	小型移動式クレーン運転	11/1～11/4	10/4～10/8	【全科目者】 会員 28,970円 一般 29,970円 【科目免除者】 会員 26,770円 一般 27,770円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者
	床上操作式クレーン運転	11/1～11/4	10/4～10/8	【全科目者】 会員 29,280円 一般 30,280円 【科目免除者】 会員 27,080円 一般 28,080円	【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
	[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 11/8～11/12	10/11～10/15	【全科目者】 会員 31,450円 一般 32,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
		【科目免除者】 11/8～11/9		【科目免除者】 会員 20,450円 一般 21,450円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 11/15～11/19	10/18～10/22	【全科目者】 会員 66,430円 一般 67,430円	
		【科目免除者】 11/15～11/16		【科目免除者】 会員 36,730円 一般 37,730円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系（整地等）運転特別教育修了者
	玉 掛 け	11/15～11/17	10/18～10/22	【全科目者】 会員 22,470円 一般 23,470円 【科目免除者】 会員 20,270円 一般 21,270円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
特 別 教 育	車両系建設機械運転（解体用）	11/22	10/25～10/29	会員 18,030円 一般 19,030円	【受講資格】 ・車両系建設機械運転（整地等）技能講習修了者
	[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 11/29～12/3	11/1～11/5	【全科目者】 会員 31,450円 一般 32,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
		【科目免除者】 11/29～11/30		【科目免除者】 会員 20,450円 一般 21,450円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
	アーク溶接等	11/8～11/10	10/11～10/15	会員 18,700円 一般 22,000円	
	フルハーネス型 墜落制止用器具	11/22	10/25～10/29	会員 10,700円 一般 11,800円	
	小型車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	11/24～11/25	10/25～10/29	会員 16,770円 一般 20,070円	
	ローラー運転	11/25～11/26	10/25～10/29	会員 17,100円 一般 20,400円	
	クレーン運転	11/29～11/30	11/1～11/5	会員 17,080円 一般 20,380円	

- 〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
 2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。
 3 新型コロナウイルス感染拡大等の状況によりましては、急遽、中止又は延期する場合があります。予めご了承ください。